（農林水産大臣への報告）

第十六条　法第十二条第八項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　年間販売計画に係る対象事業の実績として次に掲げるもの

イ　生乳又は特定乳製品の販売数量

ロ　生乳又は特定乳製品の販売価格

二　年間販売計画に係る対象事業の実施に要した経費

2　法第十二条第八項の規定による報告は、前項第一号に掲げる事項にあつては令第八条に規定する四半期の終了後遅滞なく、同項第二号に掲げる事項にあつては毎会計年度の終了後遅滞なく、行わなければならない。ただし、農林水産大臣が必要と認めて報告を要求した場合には、要求に従つて報告しなければならない。

（生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者への報告）

第十七条　法第十六条第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　その行う対象事業の実績として次に掲げるもの

イ　生乳又は特定乳製品の販売数量

ロ　生乳又は特定乳製品の販売価格

二　その行う対象事業の実施に要した経費

（情報通信の技術を利用する方法）

第十八条　法第十六条第五項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　第一号対象事業者の使用に係る電子計算機と、当該第一号対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者（以下この条において「委託者等」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ　第一号対象事業者の使用に係る電子計算機と委託者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　第一号対象事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルを電気通信回線を通じて委託者等の閲覧に供し、当該委託者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、委託者等がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

3　第一項各号に掲げる方法により記載事項を提供する場合には、委託者等に当該記載事項を十分に読むべき旨が表示された画像を閲覧させることその他の委託者等が確実に当該記載事項の内容を了知する方法により提供しなければならない。

（正当な理由に関する指定の要件）

第十九条　法第十七条第一項第二号の農林水産省令で定める正当な理由は、次に掲げるものとする。

一　当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、季節的な変動要因を超えて増減していること。

二　当該委託又は売渡しの申出が、短期間の取引を求めるものであること。

三　当該委託又は売渡しが特定の用途への生乳販売を条件とするものであること。

四　当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の品質が、当該指定事業者が統一的に定める基準に適合しないものであること。

五　当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、当事者が合意することなく、当該指定事業者との間で約定された数量から大幅に増減していること。

六　当該委託又は売渡しの申出が、業務規程において生乳買取販売のみを行うこととしている指定事業者に対する委託の申出若しくは業務規程において生乳受託販売のみを行うこととしている指定事業者に対する売渡しの申出であること又は次条第一号から第三号までに掲げる業務規程の基準に適合しない申出であること。

七　当該委託又は売渡しの申出を行つた者が、当該申出に関し偽りその他不正の行為を行つたこと。

八　当該委託又は売渡しが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること。

（業務規程に関する指定の要件）

第二十条　法第十七条第一項第四号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　生産者補給金及び集送乳調整金の金額の算定及びその交付の方法については、機構から交付を受けた生産者補給交付金及び集送乳調整金の金額に相当する金額を、それぞれ生産者補給金及び集送乳調整金として、当該第一号対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し、その委託又は売渡しに係る生乳の数量を基準として交付することとしていること。

二　集送乳に係る経費の算定の方法については、集送乳に要した経費について生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しを行つた者間での平準化の措置がとられていること。

三　生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しを行う者と契約を締結するに当たつては、当該契約に係る生乳の一キログラム当たりの集送乳に要する経費の額及びそのうち生乳の生産者が負担する額を、いずれも明らかにすることとしていること。

四　前条各号に掲げる正当な理由に当たるものを除き、委託又は売渡しを受ける条件を付していないと認められること。

（指定申請書及び業務規程の提出）

第二十一条　法第十七条第二項の規定による指定申請書並びに定款その他の基本約款及び業務規程の提出は、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

一　生乳生産者団体にあつては、法第十七条第三項に規定する議決をした総会の議事録の写し

二　当該第一号対象事業者が法第十二条第二項第一号ロの地域内の全部又は大部分の区域から集送乳を行い、又は行う見込みが確実であると認められることを証する書類その他都道府県知事（同号ロの地域が一の都道府県の区域を超える第一号対象事業者にあつては、農林水産大臣）が法第十七条第一項の規定による指定をするかどうかの判断に関し必要と認める書類

（業務規程の変更）

第二十二条　法第十九条第二項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二　法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更

2　法第十九条第二項の規定による届出は、次に掲げる書類を添えて、届出書を提出してしなければならない。

一　理由書

二　新旧条文の対照表

三　指定生乳生産者団体（法第十九条第一項に規定する指定生乳生産者団体をいう。）にあつては、同項に規定する議決をした総会の議事録の写し

（集送乳調整金の交付）

第二十三条　法第二十三条第二項の規定による集送乳調整金の交付を受けた者による集送乳調整金の交付は、当該交付を受けた者に集送乳調整金を交付した指定事業者が業務規程で定める方法に準じて行うものとする。